

## 議案第 1 号

富津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

富津市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 3 年 8 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うこと等を内容とする「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成 2 3 年法律第 8 3 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 富津市税条例等の一部を改正する条例

### ( 富津市税条例の一部改正 )

第 1 条 富津市税条例 ( 昭和 4 6 年富津市条例第 3 5 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項中「 3 万円」を「 1 0 万円」に改める。

第 3 4 条の 7 を次のように改める。

#### ( 寄附金税額控除 )

第 3 4 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額 ( 当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。 ) をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

( 1 ) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金のうち、次に掲げるものに対する寄附金

ア 千葉県内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体

イ アに掲げるもののほか、千葉県内に学校教育法 ( 昭和 2 2 年法律第 2 6 号 ) 第 1 条に規定する学校若しくは所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号に規定する専修学校若しくは各種学校の校舎その他の規則で定める施設を有する法人又は千葉県内で社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業を経営する法人

( 2 ) 所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託 ( 千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。 ) の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

( 3 ) 租税特別措置法 ( 昭和 3 2 年法律第 2 6 号 ) 第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、千葉県内に主たる事務所を有する同法第 6 6 条の 1 1 の 2 第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人に

## 対する寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第150条第1項中「入湯税額を」の次に「、第145条第3項に規定する納入申告書を市長に提出する日までに」を加える。

第151条第1項中「その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する」を「その者を10万円以下の罰金に処する」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第23条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とす

る。 ) 」を削り、同条第 2 項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。 ) 」を「法附則第 6 条第 5 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「第 31 条の規定による認定」を「第 7 条第 1 項の登録」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲

渡所得の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第23条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第23条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の7第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(富津市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富津市税条例の一部を改正する条例(平成20年富津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第4項中「新条例第34条の7」を「富津市税条例等の一部を改正する条例(平成23年富津市条例第 号)による改正後の条例第34条の7」に、「同条第1項第5号中「第41条の18の3」を「同条第1項第3号中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に、「第41条の18の3並びに」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金及び」に改め、「第41条の18の2第1項」の次に「の規定により特定寄附金とみなされるもの」を加え、同条第8項、第15項及び第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 富津市税条例の一部を改正する条例(平成22年富津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中富津市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に

- 1 条を加える改正規定、同条例第 150 条第 1 項の改正規定並びに同条例第 151 条第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条の規定 平成 23 年 12 月 1 日
- (2) 第 1 条中富津市税条例附則第 8 条の改正規定及び次条第 3 項の規定 平成 25 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中富津市税条例附則第 10 条の 2 の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 32 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の富津市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 7 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 23 年 1 月 1 日以後に支出する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金並びに新条例第 34 条の 7 第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 23 年 12 月 31 日までの間における新条例第 34 条の 7 の規定の適用については、同条第 1 項第 3 号中「第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第 41 条の 18 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例附則第 8 条の規定は、平成 25 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第 1 条の規定による改正前の富津市税条例附則第 8 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成 24 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 23 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 22 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 5 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成 24 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13



年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(富津市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の富津市税条例の一部を改正する条例(平成20年富津市条例第21号)附則第2条第4項の規定の適用については、同項中「富津市税条例等の一部を改正する条例(平成23年富津市条例第 号)による改正後の条例第34条の7」とあるのは「新条例第34条の7」と、「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3」とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。